

～公益法人だより～

第1号 平成27年6月8日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

公益法人の日々の運営や法令に基づく定期提出書類の作成等を支援するため、各種留意点をまとめた情報を随時提供させていただくこととしましたので、ご活用ください。

今回は、6月末に多くの法人が事業報告等の提出期限を向かえることから、事業報告等の提出に当たって、特にご注意いただきたいポイントについてお知らせします。

今後、掲載を希望される事項などがありましたら、メール等でご連絡いただければ、反映していきたいと考えています。

事業報告等の提出に当たってご注意いただきたいポイント

別表A(1)・(2) 収支相償の計算

(剰余金の解消策)

収支相償の判定において、剰余金が発生した場合、剰余金解消のための具体的な方を様式下部の【収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等】の欄に記載いただく必要があります。また、解消策の記載に当たっては、できるだけ具体的に事業の内容や実施時期および当該事業への充当額など(資産の取得に充当する場合は、対象となる資産の内容、取得時期および充当額など)を記載してください。

なお、次年度の事業報告において、当該解消策として記載した事業等の実績を説明した書類(様式事由)を添付してください。

剰余金については、原則として、その剰余金が発生した翌事業年度において解消する必要がありますが、翌事業年度において解消できないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合、解消計画を1年延長することが認められる場合がありますので、その場合は事前に総務課までご相談ください。(FAQ問 - 2 - 参照)

(剰余金が解消されない場合)

事業報告において示された剰余金の解消策が実施されていない場合や、実施されているものの複数年にわたって剰余金が解消されていない場合には、その原因や具体的な解消計画について報告要求を行うことがあります。

別表C（1）遊休財産額の保有制限の判定

（遊休財産額保有上限額超過の解消）

遊休財産額の保有制限の判定の結果、遊休財産額が保有上限額を超過している場合、翌年度において超過することが無いようにその解消策を検討する必要があります。特に、遊休財産額が保有上限額を大きく超過している場合には、本来、公益目的保有財産や特定費用準備資金などの控除対象財産として位置付けるべき資産が、必要な手続きが取られず、遊休財産となっている可能性がありますので、各資産の保有状況について速やかに見直しを行ってください。

（超過状態が解消されない場合）

遊休財産額が保有上限額を超過しているにもかかわらず、何ら解消策が講じられていない場合や、解消策が講じられているものの超過状態が複数年継続している場合には、その原因や具体的な解消方策について報告要求を行うことがあります。

別紙3 2.(1) 公益目的事業について

（新たな事業の実施）

原則として、移行認定（変更認定や変更届の手続きをされた場合は当該手続き）において実施するとされた公益目的事業以外の事業を新たに実施する場合、変更認定や変更届といった変更手続きが必要となります。特に、変更認定が必要な場合に、変更認定を受けずになされた事業は、公益目的事業とは認められず、当該事業に係る経費は公益目的事業会計以外の会計区分に計上することとなりますので、十分にご注意ください。なお、事業報告の提出において、新たな事業を実施していたことが判明した場合には、速やかに必要な変更手続きを実施いただくほか、場合によっては、再発防止策等について報告要求を行うことがあります。

（変更手続きの判断の基準）

事業内容の変更により、変更認定または変更届のいずれの手続きが必要かの判断基準は、当該事業内容の変更が、事業の公益性についての判断に影響を及ぼすかどうかによるとされており、影響を及ぼす場合は変更認定が必要となり、影響を及ぼさず、事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は変更届出を行うこととなります。

また、申請時に参考情報として記載されているような事業の日程や財務数値などの変更については、事業内容の変更に当たらず、変更手続きは不要です。

ただし、それぞれのケースによりその判断は異なるため、事業内容の変更を検討される場合は、できるだけ早めに総務課までご相談ください。(FAQ問XI-1-参照)

以上